

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第137号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第107条の見出し中「が負担すべき電気等の」を「の負担する」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)